

災害応急救助物資の備蓄・調達検討報告書

平成29年1月

広島県

災害応急救助物資の備蓄・調達検討報告書

〔目 次〕

第1章 総論

1 目的	1
2 目指す姿	2
3 目指す姿の実現に向けた視点	2
4 実施期間	2

第2章 方向性

1 備蓄物資の確保

(1) 基本的な考え方	3
(2) 現状	4
(3) 課題	5
(4) 取組内容	6

2 被災者ニーズの変化に対応した物資の調達体制の確保

(1) 基本的な考え方	9
(2) 現状	9
(3) 課題	10
(4) 取組の方向	10

3 物資の搬送体制の確保

(1) 基本的な考え方	11
(2) 現状	11
(3) 課題	12
(4) 取組の方向	12

4 県及び市町間の連携

(1) 情報の共有	14
(2) 協定締結企業等への要請	14
(3) 県民の防災意識の醸成	14

資料編

■災害応急救助物資の備蓄・調達検討報告書策定の経過	15
■広島県災害応急救助物資の備蓄・調達方針検討委員会設置要綱	16

はじめに

- 本県は、県地域防災計画に基づき災害応急救助物資の備蓄に努めることとしている。
これまで、「広島県地震被害想定調査報告書（H8）」を基に、「安芸灘～伊予灘地震」を想定地震とした「災害応急救助物資備蓄調査検討報告書（H9）」を作成し、備蓄を進めてきたところである。
- このような中、平成 25 年 10 月には、東日本大震災（H23.3）を踏まえた最新の科学的知見や本県の社会状況の変化を踏まえ「広島県地震被害想定調査報告書」の見直しを行い、「南海トラフ巨大地震」をはじめとした被害想定を公表した。
この被害想定では、「南海トラフ巨大地震」における避難所生活者が最大で約 38.6 万人となっている。
- このため、本県では、南海トラフ巨大地震などの大規模広域災害等から人命を最大限守ること等を目的として、平成 28 年 3 月に、住宅・建築物等の耐震化や非常用物資の備蓄の推進等を内容とした「広島県強靱化計画」を策定するとともに、「災害死をゼロにする」という新たな目標を掲げて、県民，自主防災組織，事業者，行政等が一体となって「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」に取り組んでいる。
- 本報告書は、こうした経緯の中で、「災害応急救助物資備蓄調査検討報告書」を見直すこととし、防災や物流等の専門家からなる「広島県災害応急救助物資の備蓄・調達方針検討委員会」の意見等を参考にして、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について、国，県，市町，企業，県民の役割分担を踏まえ、基本的な方向性を整理したものである。

◆各主体の役割分担

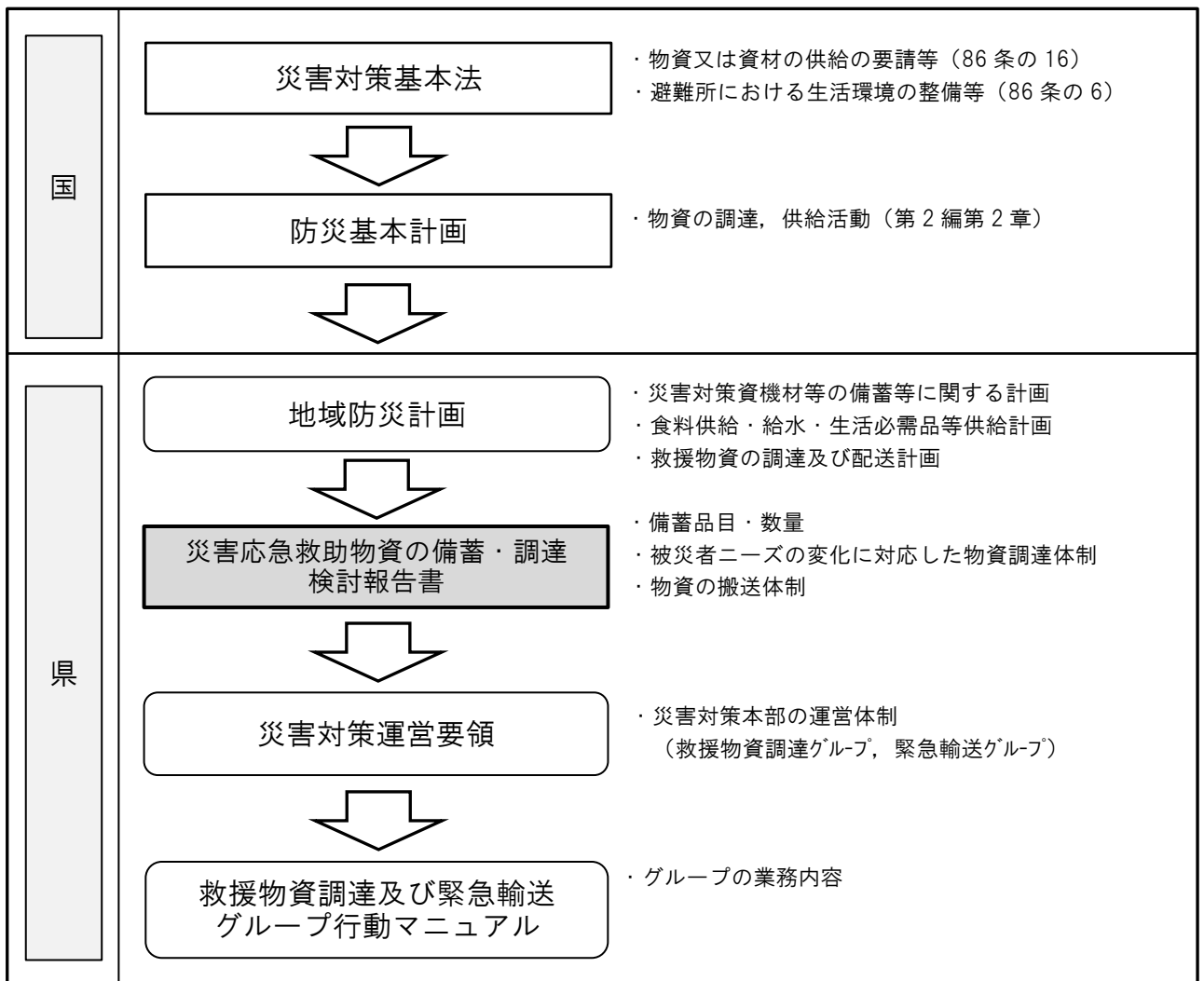
	発災から 3 日間			発災から 4 日目以降
	1 日目	2 日目	3 日目	
備蓄物資				
県		←→		
市町	←→			
県民・企業	←→		→	
調達物資				
国				←→
自治体			←→	→
協定企業			←→	→
NPO・民間等				←→
搬送体制	←→			→

第1章 総論

1 目的

県地域防災計画に基づき、南海トラフ巨大地震等の大規模広域災害に対応した物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について、基本的な方向性を整理する。

【参考1】 災害応急救助物資の備蓄・調達検討報告書の位置づけ



【参考2】 広島県地震被害想定調査報告書（H25.10）における主な想定地震

想定地震	マグニチュード*	避難所避難者数 (1日後)	震度6弱以上の エリア（県面積割合）	津波浸水面積 (ha)
南海トラフ巨大地震	9.0	386,814人	9.8%	12,474
安芸灘～伊予灘～豊後水道	7.4	261,823人	11.3%	7,921
長者ヶ原断層～芳井断層	7.4	70,362人	7.6%	—

2 目指す姿

大規模広域災害に対応した備蓄物資が確保でき、時間の経過とともに変化する避難者ニーズに応じた物資を適時適切に供給することができる。

3 目指す姿の実現に向けた視点

◆「民間」の人・もの・しくみを最大限に活用した「物資の確保」

- ・ 物資の管理（人）・・・商品管理者の常駐による適切な在庫管理
- ・ 物資の品目（もの）・・・多様な品目の選択が可能。商品は常に更新
- ・ 保管施設（しくみ）・・・物資の保管・搬出に適した施設

◆「人」の視点を明確にした「物資の調達」

- ・ 「誰」が何をどのタイミングでする
- ・ 関係者間でその動き（「誰」が何をしているのか）を共有

4 実施期間

平成29年度～平成33年度

第2章 方向性

1 備蓄物資の確保

(1) 基本的な考え方

発災から3日間の物資については、県、市町、家庭・企業のそれぞれが備蓄を行うものとする。

ア 県の備蓄

原則として、市町への緊急支援を目的として備蓄に努めることとし、市町対応後の1日分（2食分程度）の食料の備蓄に努める。

また、生活必需品等については、市町対応後の1日分程度の備蓄に努める。

イ 市町の備蓄

市町は独自では物資の調達が困難となった被災者に対し、食料、飲料水、生活必需品等を給与し、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努めることとし、発災直後の1日分（2食分程度）の食料の備蓄に努める。

また、生活必需品等については、発災直後の1日分程度の備蓄に努める。

避難者に迅速に物資を供給するため、分散備蓄や避難所への備蓄に努めるものとする。

ウ 家庭・企業の備蓄

各家庭・企業は、食料、飲料水及び生活必需品等について3日分程度（可能な限り1週間程度）備蓄するよう努めるものとする。

(2) 現状

ア 県の備蓄

a) 想定する災害

広島県地震被害想定調査報告書（平成 19 年 3 月）において、今後 30 年以内の発生確率が高く、県内の広範囲に被害を及ぼす「安芸灘～伊予灘地震」を想定地震とする。

b) 備蓄対象者数

広島県地震被害想定調査報告書（平成 19 年 3 月）における避難所生活者（約 12 万人）を備蓄対象とする。

避難所生活者					食料備蓄 対象者数 (B+C)	生活必需品 備蓄対象者 数 (B)	トイレ備蓄 対象者数
(A)	家屋被害者 (B)	断水避難者	食料備蓄者	食料非備蓄者 (c)			
124,054	33,216	90,838	32,974	57,864	91,080	33,216	45,354

c) 備蓄品目の考え方

① 食料

乾パンを主体とする。

高齢者については、食べやすさに優れたクラッカーやアルファ化米とする。

② 飲料水

飲料水については、市町において耐震性配水池等から、給水車又はトラック等により運搬することなどを想定しており、必要な飲料水は確保できる見込みである。

また、飲料水の調達に関する協定を飲料水メーカー 8 社等と締結し、飲料水の確保に努めている。

③ 生活必需品

調達協定や広域支援による物資の到着前に緊急に需要が発生する人間の生命に関わるもの及び人間の尊厳に関わる不可欠な物資は、現物で備蓄する。

品目は、毛布、紙おむつ、生理用品とする。

④ トイレ

協定に基づく仮設トイレの設置までの応急措置として、簡易トイレを現物で備蓄する。

【参考3】備蓄品目及び数量（平成28年4月1日現在）

品目	数量
乾パン	137,472食（68,720人×2食）
粉ミルク	117,756g（150g/日×783人分）
乳幼児食	4,936食（アルファ化米等）
高齢者食	38,322食（ビスケット，アルファ化米）
毛布	33,224枚
乳幼児用紙おむつ	7,052枚
高齢者用紙おむつ	1,340枚
生理用品	64,368枚
簡易便所	2,270個
凝固剤	3,420本
便利収納	11,400枚

d) 備蓄場所

広島県防災拠点施設 備蓄倉庫棟（三原市本郷町善入寺 94-22）

広島県防災拠点施設（備蓄倉庫）の概要

所在地：三原市本郷町善入寺 94-22

概要：鉄骨造平屋建て（免震構造） 床面積 4,482 m²

搬出機器：フォークリフト 2台，ハンドリフト 4台，ローラー（298cm）48台
ローラースタンド 94台，パレット

イ 市町の備蓄

別添一覧（資料編）

ウ 家庭・企業の備蓄

3日以上の食料・飲料水を備蓄している人の割合：21.6%

（平成27年度防災・減災に関する県民意識調査）

(3) 課題

- 備蓄量の増加に伴う備蓄物資の管理業務の増加
- 近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえた備蓄品目の選定
- 備蓄量の増加や交通寸断に対応した備蓄場所の分散化

(4) 取組内容

ア 県の備蓄

a) 想定する災害

広島県地震被害想定調査報告書（平成 25 年 10 月）において，県内の広範囲に被害を及ぼし，避難所生活者が最大となる「南海トラフ巨大地震」を想定地震とする。

b) 備蓄対象者数

広島県地震被害想定調査報告書（平成 25 年 10 月）における避難所生活者数から食料備蓄者を除いた数（約 31.8 万人）を食料備蓄対象者数とする。

避難所生活者					食料備蓄 対象者数 (B+C)	生活必需品 備蓄対象者 数 (B)	トイレ備蓄 対象者数
(A)	家屋被害者 (B)	その他避難者					
			食料備蓄者	食料非備蓄者 (c)			
386,814	69,210	317,604	68,602	249,002	318,212	69,210	141,960

c) 備蓄方法

備蓄量の増加，消費期限のある食料の適切な管理及び分散備蓄に対応するため，県備蓄倉庫での備蓄に加え，新たに，ランニングストック方式及び流通備蓄方式を活用した備蓄を検討する。

方 式	内 容
ランニングストック	県が商品を買取った上でそのまま在庫として商品の保管を委託する方法。備蓄品は常に流通させ更新する。 (導入事例) 東京都，大阪府，仙台市
流通備蓄	物流倉庫等の在庫を備蓄とみなす方法。備蓄場所，備蓄品目・数量等を定める。 なお，商品の所有権は企業側にある。 ※他の自治体（山口県等）では，災害応援協定に基づき災害時に物資を確保することを流通備蓄とみなしている例がある。（品目・数量の担保はなし）

d) 備蓄品目の考え方

① 食料

幅広い年代の人が食べやすく，また，ランニングストック方式又は流通備蓄方式での対応が容易で，かつ，購入費用を考慮した品目への変更を検討する。

② 飲料水

水道施設等の破損による飲料水の不足や給水車等による運搬が行えない場合を想定し、市町は必要に応じて飲料水の備蓄に努めることとする。

③ 生活必需品

調達協定や広域支援による物資の到着前に緊急に需要が発生する人間の生命に関わるもの及び人間の尊厳に関わる不可欠な物資は、引き続き、現物で備蓄する。

品目は、毛布、紙おむつ、生理用品とする。

ただし、毛布については、市町備蓄の予備分として一定数量を備蓄する。

④ トイレ

協定に基づく仮設トイレの設置までの応急措置として、簡易トイレを現物で備蓄する。

■備蓄品目及び数量

品 目			現行	見直し	備蓄必要量の考え方
食料	乾パン	4～64 歳	137,440 食	0 食	
	クラッカー等		0 食	464,589 食	
	クラッカー	65 歳以上	11,466 食	45,058 食	高齢者用食の 30%
	アルファ化米		26,752 食	105,138 食	高齢者用食の 70%
	離乳食	1～3 歳	400 食	1,300 食	
	アルファ化米		4,536 食	15,247 食	
	粉ミルク		0 歳	117,450g	763,650 g
生活必需品	毛布		33,216 枚	34,605 枚	備蓄対象者数の 1/2
	乳幼児用おむつ	0～2 歳	7,040 枚	14,395 枚	8 枚/日
	成人用おむつ	排泄介助必要者の 0.5%	1,328 枚	2,228 枚	8 枚/日
	生理用品	10～50 歳女子	16,170 個	32,113 個	8 個/日×1/4
簡易トイレ			2,267 個	7,620 個	避難所生活者数(386,814 人)×断水率(0.394)÷10(1 台で 10 人使用)×1/2(県 1/2:市町 1/2)

【参考4】他県の備蓄状況

	三重	和歌山	岡山	山口	徳島	香川	愛媛	高知
乾パン	—	—	—	—	—	—	—	—
アルファ化米	—	○	○	—	○	○	○	○
ビスケット	—	—	—	—	—	○	—	—
その他	—	缶詰パン	—	—	カロリーメイト	おかゆ	—	—

e) 備蓄場所

物流の専門家による物資の在庫管理及び物資の迅速な搬出入に対応可能な民間施設の活用を検討する。

なお、備蓄物資の品目、数量、サイズ、重量、保管方法、消費期限、保管場所等について、庁内でリアルタイムに情報共有を図るためのシステム化を図るものとする。

イ 市町の備蓄

各市町の地域防災計画等で定める備蓄計画に基づき、計画的な備蓄を行うものとする。

ウ 県民の備蓄

県、市町及び企業は、家庭等での備蓄を推進するための啓発活動に努めるものとする。

具体的な取り組みについては、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画等に基づき、各主体に応じた取り組みを行うものとする。

2 被災者ニーズの変化に対応した物資の調達体制の確保

(1) 基本的な考え方

- 食料、飲料水及び生活必需品等は、避難生活に必要不可欠であることから避難者に速やかに提供できるよう、他の自治体や事業者等との物資供給に関する協定を締結するとともに、NPOや民間との連携を促進する。
- 避難の長期化への対応として、管理栄養士等の活用による食事メニューの多様化、栄養バランスの確保、食物アレルギーへの対応等についても配慮するとともに、アメニティグッズの確保など被災者ニーズの変化にも対応する。
- プライバシーへの配慮や生活環境を改善するため、間仕切り用パーティションや簡易ベッドなどの調達供給体制を整備する。

(2) 現状

ア 国からの調達

国は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に基づき定める南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画に基づき、発災4日目以降に物資を供給する。

また、必要に応じて、プッシュ型による物資の供給を行う。

イ 県外自治体からの調達

全国知事会、中国地方知事会等は、災害時等の広域支援に関する協定に基づき、物資を供給する。

ウ 災害応援協定締結企業からの調達

災害救助に必要な物資の調達に関する協定の締結について、県は、県全域を対象とした包括的な協定を締結し、市町は、各地域・エリアを対象とした協定を締結している。

なお、調達する物資の品目・数量・調達時期等に関する調整を行うため、県は、必要に応じ、県災害対策本部へ協定企業・団体等から流通専門家の派遣を要請する。

(3) 課題

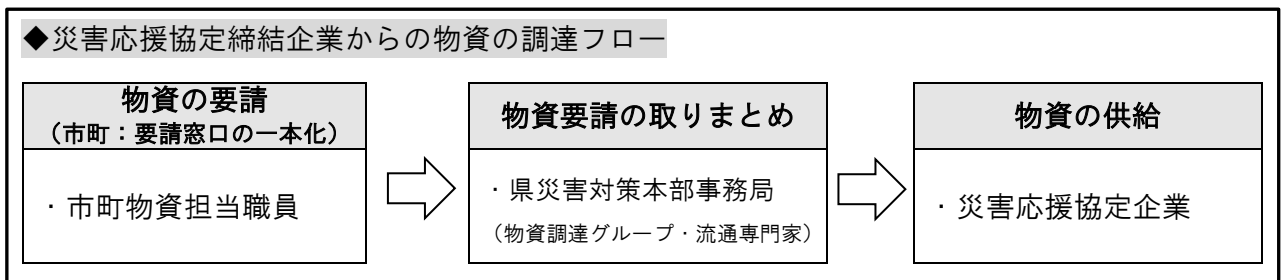
- ア 時間の経過により変化する被災者ニーズへの対応
- ・食事メニューの多様化，食物アレルギーへの対応
 - ・アメニティグッズの確保
 - ・生活環境の改善（簡易ベッド，間仕切り等の確保）
- イ 調達先の多様化（民間事業者，NPO等）への対応

(4) 取組の方向

ア 災害応援協定締結企業からの物資の調達

災害応援協定締結企業から適時適切に物資を調達する仕組みを構築する。

- ・県，市町の物資調達窓口の整理
 - ・市町の物資調達担当者を県に報告（毎年度）
 - ・県，市町の物資調達窓口の連絡先等の情報を県，市町，民間事業者で共有 等
- なお，大規模広域災害時等における災害応援協定企業に対する物資の調達要請は，県が窓口となり市町の要望の取りまとめ，協定企業等へ要請を行うものとする。



イ 民間事業者やNPO等との連携

ボランティア，社会福祉協議会，NPO，民間企業，行政などが参加する「広島県被災者生活サポートボラネット推進会議（事務局：広島県社会福祉協議会）」を主体として，災害時におけるボランティア団体やNPO等との連携体制の推進を図る。

また，平成28年熊本地震など過去の災害においては，NPOとの連携により避難所の生活環境の改善等に一定の効果があった反面，避難所の刻々と変化する情報が十分に共有されていなかったことから，市町においては，必要に応じ，NPOと十分な情報共有を含めた連携を図るものとする。

3 物資の搬送体制の確保

(1) 基本的な考え方

- 県及び市町は、備蓄物資の迅速な供給を行うため救援物資輸送拠点施設の確保及び広島県トラック協会等との連携により、救援物資輸送拠点施設の運営体制を整備する。
- 救援物資輸送拠点施設から避難所までの迅速な物資搬送を行うため、道路被害情報等を速やかに把握して輸送ルートを選定するものとする。

(2) 現状

ア 物資の搬送等に関する協定の締結

- 災害応急対策に必要な緊急輸送車両の確保等に関する協定（広島県トラック協会）
- ・ 緊急輸送車両の確保
 - ・ 災害対策本部又は救援物資輸送拠点施設等への物流専門家の派遣等

イ 救援物資輸送拠点施設の確保

a) 県救援物資輸送拠点施設（7施設）

- ・ 広島県防災拠点施設（備蓄倉庫+救援拠点：三原市本郷町善入寺 94-22）
- ・ 日本赤十字広島看護大学（体育館：廿日市市阿品台東 1-2）
- ・ 広島広域公園（第1球技場スタンド下：広島市安佐南区沼田町大塚 1172）
- ・ 東広島市運動公園（体育館：東広島市西条町田口 67-1）
- ・ びんご運動公園（体育館：尾道市栗原町 997）
- ・ 県立ふくやま産業交流館（展示場：福山市御幸町大字上岩成字正戸 476-5）
- ・ みよし公園（体育館：三次市四拾貫町神田谷）

b) 市町救援物資輸送拠点施設

資料編（救援物資輸送拠点施設一覧）

c) 救援物資輸送拠点施設の代替施設の確保

- 災害時における物資の保管等に関する協定（広島県倉庫協会等）
- ・ 倉庫の提供，物流専門家の派遣

(3) 課題

ア 救援物資輸送拠点施設の運営体制が未整備

県及び市町は、救援物資輸送拠点施設の運営において、物流専門家（広島県トラック協会）等との役割分担や必要な人員配置等について整理する必要がある。

イ 救援物資輸送拠点施設の不足

県及び市町の救援物資輸送拠点施設は、トラックが横付けでき、フォークリフト等による作業がしやすい形態であり、飲料水等の重量物に対応できる床の耐荷重を考慮した施設が望ましいが、現状は、体育館等を指定しているケースが多い。

ウ 救援物資輸送拠点施設の代替施設の不足

被災等により救援物資輸送拠点施設が使用できない場合に備え、民間施設などの代替施設を確保する必要がある。

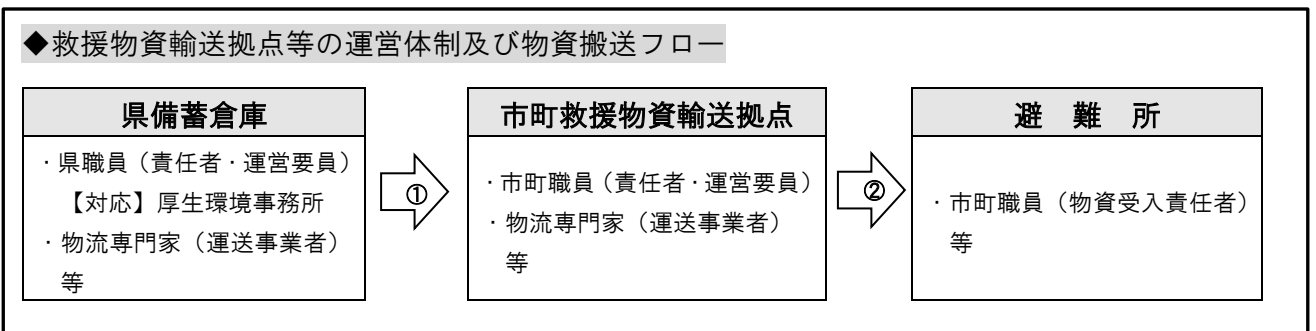
(4) 取組の方向

ア 救援物資輸送拠点施設の運営体制の整備

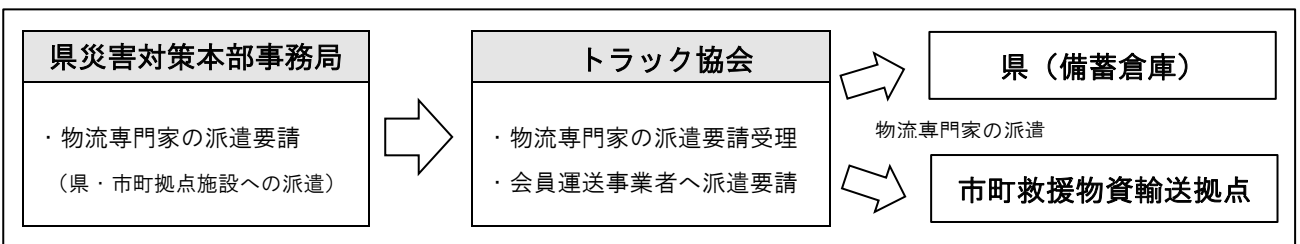
・ 県は、職員（拠点施設の責任者及び運営要員）と物流専門家（県トラック協会）との役割分担等を明確にした救援物資輸送拠点施設の運営体制を整備する。

・ 市町は、県に準じ、救援物資輸送拠点施設の運営体制を整備するとともに、避難所での救援物資の受入責任者の配置など物資の受入体制を整備する。

また、県は市町に対して、拠点施設の担当部署等について、毎年度、報告を求めるものとする。



【物流専門家の要請フロー】



イ 救援物資輸送拠点施設の確保

大規模災害時における大量の物資の搬出入等に対応するため、県及び市町の救援物資輸送拠点施設の機能及び運営体制等の検証を行う。

また、救援物資輸送拠点施設が被災等により使用できない場合に備え、県は、災害時に利用可能な民間施設をリストアップする。

ウ 救援物資輸送ルートを選定

- ・ 県は、県救援物資輸送拠点施設から市町救援物資輸送拠点施設までの輸送ルート（可能な限り複数のルート）を選定し、関係機関と情報共有するものとする。
- ・ 市町は、市町救援物資輸送拠点施設から避難所までの輸送ルートを選定し、関係機関と情報共有するものとする。

なお、輸送ルートを選定にあたっては、トラック（2t車、4t車）の通行が可能なルートを選定する

① 県備蓄倉庫から市町救援物資輸送拠点への搬送ルート
・ 県災害対策本部事務局（緊急輸送グループ）にてルート選定を行い、県トラック協会、協定企業（物資供給）等にルート情報を提供
② 市町救援物資輸送拠点から避難所への搬送ルート
・ 市町にてルート選定を行い、県トラック協会、協定企業（物資提供）等にルート情報を提供

エ 輸送計画

県は、物資の輸送車両等が不足する場合は、中国運輸局、第六管区海上保安本部等の関係機関に対して、車両、船舶、ヘリコプター等による物資の緊急輸送を要請する。

また、災害の状況に照らし、特に緊急を要し、緊急性・公共性・非代替性が認められる場合は、自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

4 県及び市町間の連携

(1) 情報の共有

県及び市町は、次の事項について台帳を整備し、県・市町間で情報共有する。

ア 備蓄物資台帳

備蓄品目、数量、保管場所等を記載した台帳

イ 災害応援協定企業一覧

企業名、供給品目・数量等を記載した台帳

ウ 救援物資輸送拠点施設一覧

施設名、所在地、施設の類型、装備する資機材（パレット、フォークリフト等）及び担当部署等を記載した台帳

(2) 協定締結企業等への要請

県及び市町と協定を締結する災害応援協定企業に対して要請を行う際には、重複した要請等を行わないよう、県が企業への要請の窓口になるなど県・市町間で必要な調整を行うものとする。

(3) 県民の防災意識の醸成

県民の災害への備えに関する行動を推進するため、事業者、市町、県及び国の機関等がそれぞれの特性を活かし、かつ、密接に連携した取り組みを促進する。

■災害応急救助物資の備蓄・調達検討報告書策定の経過

◇平成 28 年

	内 容
8 月 30 日	第 1 回広島県災害応急救助物資の備蓄・調達方針検討委員会において、「災害応急救助物資の備蓄・調達検討報告書（素案）」について協議
10 月 25 日	第 2 回広島県災害応急救助物資の備蓄・調達方針検討委員会において、「災害応急救助物資の備蓄・調達検討報告書（案）」について協議
11 月 28 日	第 3 回広島県災害応急救助物資の備蓄・調達方針検討委員会において、「災害応急救助物資の備蓄・調達検討報告書（案）」について協議

◇平成 29 年

	内 容
1 月	災害応急救助物資の備蓄・調達検討報告書 策定

■広島県災害応急救助物資の備蓄・調達方針検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 広島県地域防災計画（昭和38年6月策定）に基づき、南海トラフ巨大地震等の大規模広域災害に対応した物資の備蓄及び調達並びにその配送方法に係る具体的な方針の整理をめざし、「広島県災害応急救助物資の備蓄・調達方針（仮称）」（以下「備蓄・調達方針」という。）の策定について必要な事項を検討するため、広島県災害応急救助物資の備蓄・調達方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の事項を検討する。

- (1) 備蓄・調達方針の内容に関する事項
- (2) その他備蓄・調達方針の策定に関して必要な事項

（委員会の構成）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成し、座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を参加させることができる。

（委員会の運営等）

第4条 委員会は、座長が招集し、これを主宰する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第1回目の委員会は、広島県健康福祉局長が招集する。

（事務局）

第5条 委員会の事務局は、広島県健康福祉局地域福祉課に置く。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、平成28年11月30日までとする。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月9日から施行する。

別表（第3条関係）

団体，機関等	氏名	備考
株式会社イズミ 営業企画部業務課長	浅海 弘幸	
公益社団法人広島県トラック協会専務理事	岩本 和則	
山口大学大学院准教授	瀧本 浩一	
広島県生活協同組合連合会事務局長	福島 守	
社会福祉法人広島県社会福祉協議会総務部長兼福祉人材課長	三好 一史	
広島市危機管理室災害対策課長	貞森 英樹	
福山市健康福祉局福祉部福祉総務課地域福祉担当課長	梶山 泰	
広島県危機管理監危機管理課長	山本 泰之	
広島県健康福祉局健康福祉総務課長	桜井 勝広	
広島県健康福祉局子育て・少子化対策課長	寺崎 雅浩	
広島県健康福祉局食品生活衛生課長	積山 宝	
広島県健康福祉局地域福祉課長	米田 一裕	
広島県土木建築局道路整備課長	上田 隆博	

※50音順，敬称略